

富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、法令に定めるもののほか、富山市農業委員会（以下「委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任等の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担当ブロック及び定数等）

第2条 推進委員が担当するブロック及び定数は別表のとおりとする。

2 推進委員の募集は、前項で定めるブロックを単位として行うものとする。

（推進委員の事務）

第3条 推進委員は、委員会の所掌事務として法令に規定された事項を処理するために、富山市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）と連携し事務を行うものとする。

2 推進委員は、総会へ出席し、意見を述べることができる。

（推進委員の候補者）

第4条 被推薦者と応募者は、同時になることはできない。ただし、現に被推薦者である者が別の者を推進委員に推薦する場合は、この限りでない。

（募集の受付期間等）

第5条 募集の受付期間は、閉庁日を含めて28日間とする。

2 募集に当たっては、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 募集人数
- (2) 任期
- (3) 報酬月額
- (4) 業務内容
- (5) 被推薦者及び応募者の資格
- (6) 公募手続き
- (7) 受付期間
- (8) その他委員会が必要と認める事項

3 前項の公表は、富山市公式ホームページ等を通じて、募集の受付の開始2週間前までに行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、

この期間を短縮することができる。

（推薦手続き等）

第6条 第4条第1項第1号の推薦をする者（以下「推薦者」という。）

は、第1号様式（推薦者が個人の場合）又は第2号様式（推薦者が法人又は団体である場合）に次の事項を記載して、富山市農業委員会事務局に提出しなければならない。

- (1) 推薦するブロック（第2条で定めたブロックの別）
- (2) 推薦者が個人の場合は、推薦者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- (3) 推薦者が法人又は団体である場合は、その「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」及び「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- (4) 被推薦者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦者が、同一の者について、農業委員に推薦しているか否かの別
- (7) その他委員会が必要と認める事項

2 推薦者は、前項の規定により第1号様式又は第2号様式を提出する場合は、郵送又は持参の方法によらなければならない。

3 推薦者は、第1号様式又は第2号様式の提出にあたり、委員会が別に求める書類等がある場合は、これを添付の上提出しなければならない。

（応募手続き等）

第7条 応募者は、第3号様式に次の事項を記載して、富山市農業委員会事務局に提出しなければならない。

- (1) 応募するブロック（第2条で定めたブロックの別）
- (2) 応募者の「氏名」、「住所」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- (3) 応募の理由
- (4) 応募者が、農業委員に応募しているか否かの別
- (5) その他委員会が必要と認める事項

2 応募者は、前項の規定により第3号様式を提出する場合は、郵送又は

持参の方法によらなければならない。

- 3 応募者は、第3号様式の提出にあたり、委員会が別に求める書類等がある場合は、これを添付の上提出しなければならない。

（受付状況の公表）

第8条 募集の受付期間の中間及び終了後遅滞なく、富山市公式ホームページを通じて公表するものとする。

- 2 前項の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1項及び第7条第1項に掲げる区分（第6条第1項第2号及び第4号並びに第7条第1項第2号に規定する「住所」を除く。）

(2) 被推薦者の数及び応募者の数

（候補者を評価する項目）

第9条 候補者を評価する項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 農業に関する識見を有しているか

(2) 地域の代表性を有しているか

(3) 農業の振興のための意欲を有しているか

（推進委員候補者評価会議の設置）

第10条 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第11条第3項に基づき、任命の過程の公正性及び透明性を確保するため、委員会に推進委員候補者評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

（評価会議の組織）

第11条 評価会議は委員で構成するものとし、その委員は、委員会の会長、会長代理及び会長が必要と認める者をもって構成する。委員は8名以内とする。

- 2 評価会議に議長をおく、議長は委員会の会長が務めることとし、会長に事故あるときはその職務代理者が評価会議においても職務を代理する。

- 3 委員の任期は委員会の委員の任期満了の日までとする。

（評価会議の所掌事務）

第12条 評価会議の委員は、委員会の求めるところにより、第9条の規定による評価項目に基づき、次に掲げる事項について評価を行い、その結果を委員会の総会に報告するものとする。ただし、第2号に掲げる事

項については、委員会が必要と認める場合に限る。

- (1) 候補者の書類審査に関する事項
 - (2) 候補者の面接に関する事項
 - (3) その他委員会が必要と認める事項
- (評価会議の会議)

第 1 3 条 評価会議は、必要に応じて、議長が招集する。

2 評価会議の定足数は委員の過半数とする。

3 評価会議の意見は出席委員の多数決により決定する。同数の場合は、議長がこれを決する。

4 評価会議は必要あるときは、関係者または有識者を会議に出席させ、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

(推進委員候補者の決定)

第 1 4 条 委員会は、評価会議の評価に基づき、候補者の中から推進委員の選任を行うものとする。

(秘密の保持)

第 1 5 条 評価会議の委員は、評価会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補充)

第 1 6 条 委員会は、解嘱、失職又は辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。

2 委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 1 条に基づき解嘱させたい推進委員があるときは、評価会議に諮問するものとする。

(事務局)

第 1 7 条 評価会議の事務局を、富山市農業委員会事務局に置く。

(その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の会長が定める。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月１２日から施行する。ただし、推進委員の委嘱のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和２年６月５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年８月６日から施行する。

< 別表 >

ブロック	地 区 名	推 進 委員数
第 1	中央、西田地方、光陽、堀川、堀川南、蜷川、東部、山室、山室中部、太田	3 名
第 2	新保、熊野、月岡	3 名
第 3	芝園、柳町、奥田、奥田北、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、広田、新庄、新庄北、藤ノ木、針原、豊田	3 名
第 4	桜谷、五福、神明、八幡、倉垣、草島、四方	2 名
第 5	寒江、長岡、呉羽	3 名
第 6	老田、古沢、池多	3 名
第 7	水橋東部、水橋中部、水橋西部、三郷、上条	3 名
第 8	大沢野、大久保	3 名
第 9	船嶺、神通碧	2 名
第10	大庄、小見、上滝、福沢	2 名
第11	杉原、保内	4 名
第12	八尾、檜尾	3 名
第13	宮野、速星、鵜坂、朝日	3 名
第14	古里、音川、神保	3 名
第15	山田	1 名